

第三章 中 世

第一節 鎌倉時代

一 九国地頭源九郎義経

平家の知行国豊前 文治元年（一一八五）三月、平家が壇ノ浦に滅亡すると、源頼朝は、弟の範頼をしばらく九州にとどめて平家方の没官領等を調査させることにし、殊勲者義経には捕虜を伴つて上洛するよう命じた。前年、範頼を九州へ、義経を四国へ派遣したので、範頼をそのまま九州支配に当たらせようとしたのに、壇ノ浦合戦後は義経が九州の支配を取り仕切り、子細を棟梁頼朝に報告することなく、部下の過誤を見逃し、自由気ままに振る舞っているという風聞が鎌倉に伝わり、頼朝の勘気をますます蒙ることとなつた。京都に凱旋し、鎌倉に下つて腰越に待機させられて、頼朝の勘気が解けないことを悟つた義経は、叔父の新宮十郎行家と共に、兄頼朝に反旗を翻し、頼朝追討の院宣を後白河法皇より頂戴して、畿内近国の武士に挙兵を呼びかけたが失敗に帰し、改めて法皇より、義経は九国地頭に、行家は四国の地頭に補せられて渡海しようとした。「醍醐寺雜事記」には、義経が大宰大式に補任され、行家は豊後守に任せられて下向したという風聞を

記している。義経はこの時、山陽・西海等の莊園・公領とともに、義経が租庸調の税や年貢・雜物等をたしかに徴収して京へ進上し、豊後の武士らを院に召し、義経、行家らを特に支援するよう命令してほしいと後白河法皇に強要したという（渡辺道夫『緒』）。

ここでいう豊後の武士とは、臼杵二郎惟隆・緒方三郎惟栄・佐賀四郎

惟憲兄弟を指すことは、後に彼らが二度流罪に処せられるので見当がつく。

九州で最も早く源氏に味方した豊後の在庁官人大神氏一族は、範頼や義経と濃い人間関係を形成していたと思われる。「賀来系図」に緒方惟栄が国東郡に芝崎城（豊後高田市）、宇佐郡に高森城（宇佐市）、下毛郡に犬丸城・大畠城（中津市）、築城郡に塩田城（築城町）の五城を築き、

平家に対する備えとしたとあるが、信ずるに足りない江戸時代の作り話である。緒方惟栄らは元暦元年（一一八四）七月、宇佐宮に乱入し、御神体である薦の御驗・黄金の神宝をはじめ、累代の靈宝を一物も残さず掠めとり、社殿を汚穢したため、朝廷がこれを重視し、三人を流罪に処し、社殿は造替させることにした。三人の流罪については、鎌倉の方から申し入れがあつたらしく、平家討滅の功労者として赦免された。

宇佐宮汚穢

緒方惟栄らは、宇佐宮を焼き打ちしたというが、これは正しくない。豊前国が多年平氏の知行国であつたため、宇佐宮大宮司公通は豊前守や大宰権少弐に補任され、板井種遠ら在庁官人も多くは平氏方として行動した。このため、緒方惟栄らが豊前に侵入し、宇佐宮を攻撃目標としたので、社官らは近傍の山中へ避難して宇佐宮は無人となつた。そこへ、惟栄らが乱入し、神宝を奪い、器物を損壊するという狼藉を働いたので社殿を穢したと訴えられたのである。

いつたん赦免された惟栄らは、間もなくまた捕らえられ、上野国沼田庄

に配流された。義経の謀反に加担していたことが露頭したためである。

義経は、緒方惟栄らを伴つて大物浦（淀河口）を船出したものの、激しい風波に遭遇して、和泉浦に着き、行方を消してしまった。九州は兄範頼による支配が行われることとなつた。

二 鎮西守護人天野藤内遠景

源範頼が、九国の事を沙汰しはじめてから数か月

國地頭の派遣

後、九国所々より「範頼が狼藉を働いている」という報告が相次ぎ、朝廷は範頼へ範頼を召還するよう要求した。文治元年（一一八五）七月、範頼は上洛を命じ、中原久経、近藤七国平の両名を、地頭を任命するまでの暫定期間、沙汰人として、平家没官領及び原田種直、板井種遠、山鹿秀遠等の所領の管理に当らせた。範頼は兩人へ「院宣に従い、すべて奏聞のうえで行動すべし」と念を押している。中原久経は京下りの下級貴族で、地方の実務に練達しており、近藤七国平は國地頭に補任されるほどの武士ではないが、勇氣があり、廉直な人柄が、頼朝の信任を得ていたという。

文治二年二月、頼朝は天野遠景へ、肥前国神崎庄の兵糧米徵収を止めよう命じた。これより前、文治元年十一月、行方不明の義経・行家を探索するという名目で、近畿と近国に守護と地頭が設置され、北条時政を京都守護兼近国七か国地頭に、山陽道五か国地頭に土肥実平・梶原景時らを任命し、鎮西九か国奉行に天野遠景を任せたらし。地頭は兵糧米の徵収を許されたので、未納者に対する譴責が累日に及んでいた。そのため、諸方より愁訴が起り、ついに兵糧米の未進分を免除するとい

う法令が全国の庄園へ触れ出されたのである。

文治二年六月、畿内近国地頭は、諸国からの愁訴によつて停廃されたが、鎮西九か国奉行は、権帥兼権中納言吉田経房の要望で、そのまま存続することとなつた。吉田経房は文治元年十月から建久元年（一一九〇）正月まで大宰権帥の座にあつたが、天野遠景が九国奉行人の地位を維持したのも、経房との親密な関係があつたればこそのことであろう。

御使宇都宮信房

文治三年九月、頼朝は奄美群島の鬼界島遠征を天野遠景に命じた。『吾妻鏡』に次のようない記事が

みえる。

所の衆信房、宇都宮所と号す。御使として鎮西に下向す。これ、天野藤内遠景と共に貴海島を追討すべき旨、嚴命を含むに依るなり。件の島は古来船帆を飛ばすの者無し。しかるに、平家在世の時、薩摩国の住人阿多の平権守忠景、勅勘を蒙るに依り、かの島に逐電するの間、追討のため、筑後守家貞を遣す。家貞、軍船を粧うこと數度に及ぶといえども、ついに風波を凌がず、空しくもって帰洛せしむと云々、今度、予州に同意の輩、隠れ居るかの由、御疑殆あるに依りこの儀あり、又、去年河辺平太通綱、件の島に到るの由、聞しめすの間、殊に思し企てたまう所なりと云々、遠景は元來鎮西に在ると云々

（原文は漢文）

これを要約すると、鬼界島は遠くて征討に成功したことがないけれども、源義経に与同した河辺平太通綱がこの島へ渡つたといふので、宇都宮信房を下し、天野遠景と共に追討に向かうことを命じたのである。

翌文治四年二月の遠景の書状には、去年十二月に郎従等を鬼界島に渡らせ、形勢を窺わせたところ、追捕することに問題はないが、鎮西の御家人等を催促したけれど、一揆しないため、すこぶる無勢である。重ねて催促の御教書を下してほしい、所衆信房は自身で渡海すると強く主張するので、遠景が制止した。そこで信房は親類等のもつとも精兵を派遣